



ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」

平成 22 年 4 月 13 日

各位

上場会社名 モジュレ株式会社 (コード番号 3043 : 大証ヘラクレス) 代 表 者 代表取締役 松村 明 問合せ先 管理担当ゼネラルマネージャー

藤井隆徳

当社株式の監理銘柄(確認中)の指定理由の一部除外に関するお知らせ

平成22年2月23日付「当社株式の監理銘柄(確認中)指定理由の追加について」においてお知らせしましたとおり、当社の株式は、平成22年2月24日から監理銘柄(確認中)に指定されておりましたが、平成22年4月12日に大阪証券取引所から発表がありましたとおり、平成22年4月13日付で当該指定理由が一部除外されることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄(確認中)の指定理由の一部除外について

当社株式は、大阪証券取引所(ヘラクレス市場)の平成22年2月23日の株式市場終了をもって、浮動株(※)時価総額が30営業日連続して6千万円未満となり、大阪証券取引所の上場廃止基準(ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第17条第3項第5号)に該当したため、平成22年2月24日から監理銘柄(確認中)に指定されておりましたが、平成22年3月期末現在の株式の分布状況表により、平成22年4月以降の当社株式について浮動株時価総額の審査が行われた結果,上場廃止基準(浮動株時価総額が30日間連続して6,000万円未満である場合において、6か月の間に5日間連続して6,000万円以上とならないとき)に該当しないことが確認されたため、平成22年4月13日付で監理銘柄(確認中)の指定理由が一部除外されることになりました。

(※) 浮動株=役員及び上場株式数の10%以上を所有する株主並びに上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社を除く株主が所有する株式

(平成22年3月31日現在の当社浮動株式数は8,328株となります)

(ご参考) 浮動株時価総額に関する上場廃止基準の概要

浮動株時価総額(浮動株式数に日々の終値を乗じた数値)が30営業日連続して1億円未満である場合において、以後6ヶ月の間に5営業日連続して1億円以上とならないとき。

(平成22年1月から12月までの間は、「1億円」とあるのは「6千万」として適用)

ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例 第17条第3項第5号

2. その他の指定について

当社株式は、平成22年1月8日付で「外部調査委員会の調査報告及び過年度決算の訂正について」の開示を行いましたが、この開示内容から、大阪証券取引所より有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断され、今後の推移及び訂正報告書を提出した後の大阪証券取引所の審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として投資者の注意を喚起するため、監理銘柄(審査中)に指定されています。

また、平成22年1月14日にお知らせした監理銘柄(確認中)追加指定に関しましては、当社の事業年度の末日(決算期)が5月31日から3月31日に変更となったことから、(1)平成22年3月期の末日における純資産の額が2億円未満である場合,(2)平成22年3月期における利益の額が5,000万円未満である場合,(3)当社株式の上場時価総額が3か月の間(4月14日まで)に5日間(休業日を除外)連続して21億円以上とならない場合,これらすべての場合に該当するときは、上場廃止基準に該当することとなります。

3. 今後の対応

今後とも、大阪証券取引所での上場維持に最大限努力してまいる所存です。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご心配をおかけいたしましたことを 心よりお詫び申し上げるとともに、引き続きご理解とご支援を賜りますよう何卒よろしくお願い 申し上げます。